

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立舳松社会教育会館の使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市立舳松社会教育会館条例 堺市立舳松社会教育会館管理運営規則	
所 管 課	地域教育支援部 地域教育振興課	
審 査 基 準	<p>○堺市立舳松社会教育会館条例 (使用の許可) 第4条2 次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 営利を目的として使用するものと認めるとき。 (4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があり、使用させることが不相当であると認めるとき。</p> <p>○堺市立舳松社会教育会館管理運営規則 (使用の許可) 第5条 会館の使用の許可は、使用料の納付があった後、堺市立舳松社会教育会館使用許可書(様式第2号)を申請者に交付して行う。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	原則として、申請を受付後、直ちに処理している。